

お知らせ

吉田宏司事務所の6,7月の勤務体制について

令和2年5月25日に政府の緊急事態宣言が解除されました。しかし、東京都においては段階的な休業要請の緩和が求められる等、依然慎重な対応が要請されております。

当事務所においては、上記の要請を受け、6,7月の勤務体制について、1時間単位の時差出勤及び、月、火、土曜日を全員出勤とし、それ以外の日は交代で出勤することと致しました。

事業所の皆様にはご不便をお掛けすることと思っておりますが、何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

算定基礎届・賞与支払届について

(算定基礎届)

例年通り、社会保険の標準報酬月額決定手続き(算定基礎届の提出)を7月に行います。この手続きでは4月～6月の報酬額を届出しますので、6月支払の給与が確定しましたらお知らせください。算定基礎届を提出することにより、9月分以降の社会保険料(標準報酬月額)が決定します。

(賞与支払届)

賞与を支給したときは「賞与支払届」を提出します。また、予定月に賞与の支払いがない場合でも「不支給」の旨の届出が必要になります。

賃金(報酬)に該当するか、賞与に該当するか

社会保険上の賃金・賞与は次のように分類することができます。※

「通常の報酬」・・・労働の対償として、毎月(経常的)に支給されるもの。

「賞与」・・・労働の対償として、年3回以下支給されるもの。

「賞与に係る報酬」・・・労働の対償として、①年4回以上の支給が給与規程等の諸規程によって客観的に定められているもの若しくは②7/1以前の1年間を通じ、実際に4回以上行われているもの。

※賃金・給与・手当・賞与、その他いかなる名称であるかは関係なく分類されます。

※労働の対償でないものや恩恵的に支給されるものは、対象外となります。

その他の注意点として、毎月の給与(通常の報酬)に含まれる手当であっても「賞与」・「賞与に係る報酬」とみなされる場合があります。この取扱いは、手当の名称に関係なく、賃金台帳又は規程等から同一の性質を有すると認められるもの毎に判別されます。

本年9月より厚生年金の新しい等級が設定されます

令和2年9月より、厚生年金の等級上限が引き上げられます。(32等級:標準報酬月額650,000円:報酬額635,000円以上)
これに伴い、該当する方の保険料が改定されますのでご注意ください。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所(03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com)までご連絡ください。